

## 各種警報等への対応について

- 1 京都府内の下の〈地域〉に「暴風(雪)警報」、または、いずれかの「危険警報」が発表されている場合は、次のとおりとする。
  - ア 午前7時現在、京都府内の下の〈地域〉に「暴風(雪)警報」、または、いずれかの「危険警報」が発表されている場合、自宅待機とする。
  - イ 午前11時までに解除された場合は5校時より授業を行う。
  - ウ 午前11時現在、上記警報が解除されていない場合、臨時休業とする。
  
- 2 京都府内の下の〈地域〉に、いずれかの「特別警報」が発表されている場合は、次のとおりとする。
  - ア 午前7時現在、京都府内の下の〈地域〉にいずれかの「特別警報」が発表されている場合、臨時休業とする。
  - イ 始業前(登校中を含む)に「特別警報」が発表された場合も臨時休業とする。
  - ウ 「特別警報」が解除され、切り替わって発表された警報は「特別警報」と同等に扱う。
  
- 3 警報の発表状況にかかわらず、居住地域に「避難指示」・「緊急安全確保」が出ている場合や気象・交通機関・通学路の状況等により、安全に登校ができないと判断した場合は登校せず、自宅待機とする。この場合は、学校に連絡を入れること。(出席停止の処理を行う。)
  
- 4 京都府に「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合は、次のとおりとする。

「熱中症特別警戒アラート」の該当日については、原則として教育活動を中止する。授業日であれば、臨時休業とし、土日及び祝日、長期休業中であれば部活動や補習等の教育活動を中止する。ただし、特段の事情がある場合、十分な対策がとれることを条件に実施することがある。
  
- 5 臨時休業した場合は、速やかに回復措置をとる。

### 〈地域〉

南丹市、京丹波町、京都市、亀岡市、向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市、久御山町、八幡市、城陽市、京田辺市、宇治田原町、井手町、精華町、木津川市、和束町、笠置町、南山城村 のいずれかの市町村(「京都府南部」または、「南丹・京丹波」、「京都・亀岡」、「山城中部」、「山城南部」として発表されることもある。)

※「特別警報」、「危険警報」は「レベル5特別警報」、「レベル4危険警報」のようにレベルを付記して発表される場合がある。